

# 不審な電話や還付金詐欺事件等が多発しています！

平成24年12月28日

大阪府後期高齢者医療広域連合

大阪府内全域において、後期高齢者医療広域連合や市町村、社会保険事務所(\*)の職員を名乗り、医療費の還付金を装って現金自動預け払い機(ATM)等を利用してお金を振り込ませようとする不審な電話や、被保険者宅を訪問して被保険者証やキャッシュカード等を詐取しようとする事件が多発しています。

この時、金融機関の職員が常駐していないコンビニエンスストアやスーパーに設置されている現金自動預け払い機(ATM)を操作させる事例が数多く報告されていますのでご注意ください。

\* 現在は「年金事務所」に名称変更されていますが、不審な電話では、今なお「社会保険事務所」や「社会保険庁」を名乗っている事例が多く報告されています。

**「すぐにATM(銀行)に行って・・・」は詐欺です！**

医療費の還付金の受取りなどについて、電話や訪問により現金自動預け払い機(ATM)の利用を促すことや銀行の口座番号・暗証番号をお伺いすること、振り込みの確認をさせること、また、健康保険証やキャッシュカードをお預かりすることは一切ありませんのでご注意ください。

不審に感じたらすぐに指示に従わず、いったん通話を切り、最寄りの警察やお住まいの市町村後期高齢者医療担当窓口へ電話するなどの確認をしてください。

大阪府内で実際に発生し、詐欺などの被害にあわれた事例を報告します。事例の発生場所以外でも同様の不審電話が多発しておりますのでご注意ください。

## 【事例①】

発 生 日	平成24年 5 月 9 日
発 生 場 所	熊取町
事 例 種 別	還付金詐欺
概 要	被保険者宅に熊取町役場医療保険課のホンダと名乗る者から電話があり、「5年分の医療費の過払金49,238円の還付申請書を以前送付しましたが届いていますか。4月30日までが申請期限となっていますが、すぐに手続きを行えば間に合います。」と言われ、受付番号と電話番号(フリーダイヤル)を指示された。 教えられた電話番号に連絡するとマツナガと名乗る者が出て、「49,238円の還付金を振り込みますので午後2時頃、ATMへ行って確認してください。」と言われた。

	<p><u>近所のATMへ行き入金を確認したところ、入金されていなかったため、再度、電話したところ、相手の指示によりATMを操作させられ、約73万円を振り込んでしまった。</u></p> <p>本人が振り込め詐欺であることを早期に気づき、金融機関及び警察に届け出て事案が発覚した。</p>
--	--

【事例②】

発生日	平成24年10月23日頃
発生場所	箕面市
事例種別	<b>被保険者証詐取</b>
概要	<p><u>被保険者宅に、箕面市役所職員を名乗る女性2人が来訪し、「ご主人の被保険者証を返却しに来た。後日、すぐに新しい被保険者証が届くので、ご本人の被保険者証を預かります。」と説明されたため、被保険者証を手渡したもの。</u></p> <p>その後、約1週間が経過したが新しい被保険者証が届かなかったため、不審に思った被保険者が市役所に問い合わせたことから事件が判明した。</p>

【事例③】

発生日	平成24年11月6日
発生場所	吹田市
事例種別	<b>還付金詐欺</b>
概要	<p>被保険者宅に、社会保険事務所の職員を名乗る男性から「保険料の還付金が、31,749円あり、以前に保険料の還付の通知を送ったが、まだ返信がない。振り込みで返金をしたいので、今から銀行にキャッシュカードと携帯電話を持って行き、着いたら指定の番号（フリーダイヤル）に電話をしてほしい。社会保険事務所の課長がいるので心配はいらない。」と電話があった。</p> <p><u>銀行に着いた被保険者が電話をかけ、指示されたとおりに操作したところ、987,654円を振込む手続きを行わされたが、振込み限度額超過のため処理不能となった。しかし、再度操作させられ456,321円を振り込まされたもの。</u></p> <p><u>最後に「振込みは明日になるので本日は記帳をせず、明日に記帳を行ってほしい。」との指示があった。</u></p> <p>一連の手続きを終えた被保険者が、市役所に問い合わせの電話をかけたことから本事案が判明した。</p>

【事例④】

発 生 日	平成24年11月7日
発 生 場 所	大阪市中央区
事 例 種 別	還付金詐欺
概 要	<p>被保険者宅に、区役所職員を名乗る者から「平成18～23年分の高額医療費の還付金が31,749円あり、手紙を送ったが申請期限が切れるので、指定の電話番号（フリーダイヤル）に電話をして手続きをしてください。」と電話があった。</p> <p><u>指定された番号に電話をかけ、電話に出た者の指示に従い銀行名等を教え、近くのコンビニATMを操作したところ、利用明細が出てきて725,492円が口座から引き出されていた。不審に思い、再度電話をしたところ、経理課長なる人物がでて、「還付の手続きをしたが、エラーが発生して入金できなかった。明日10時に自宅へ連絡をします。」と対応された。</u></p> <p>一連の電話の内容を不審に思った被保険者が、区役所に問い合わせをしたことで本事案が判明した。なお、操作を行った時間が午後3時以降であったため、振込みが翌日扱いとなっていたことから、幸いにも手続停止の処理が取られた。</p>

【事例⑤】

発 生 日	平成24年11月15日
発 生 場 所	堺市西区
事 例 種 別	還付金詐欺
概 要	<p>被保険者宅に、堺市役所健康保険課の職員を名乗る者から「還付金が29,692円あるので、先に送付した明細書を見てもらえたか。その中に返金の案内書があったはずで、今からお金を振り込むので、銀行名や口座番号を言ってほしい。」と電話があり、口座情報等を答えた。</p> <p><u>その後、入金がされていないことを電話すると、「振り込んだが、エラーが出ているので銀行まで行ってほしい。」と言われたので、スーパーのATMに出向いたところ、「11月10日が社会保険事務所からの振込みの締切日だったので、指定の番号（フリーダイヤル）に電話をかけてほしい。」と告げられた。指定の番号に電話をかけたところ、ATMを操作させられ、296,923円を振り込まされたもの。その際、「29,692円」が「296,923円」と表示されたことや、相手先の表示について質問すると、「最後の『3』は振り込まれたことを示す数字、表示については社会保険事務所の所長名である。」との説明を受ける。疑問に思い、再度表示内容を確認すると、振込金額だったことが分かり、振り込め詐欺にあったことが判明した。</u></p> <p>被保険者から区役所に電話通報が入り、本件が判明したもの。</p>

【事例⑥】

発 生 日	平成24年11月27日
発 生 場 所	藤井寺市
事 例 種 別	還付金詐欺（未遂）
概 要	<p>被保険者宅に、市役所を名乗る者から「7月に還付金の連絡が来ていたと思う。すでに申請期限が切れていて、振込みが今日までとなっているので、社会保険庁へ連絡をするように。」と電話があり、フリーダイヤルを伝えられた。</p> <p>言われた番号に電話をすると、「近くの銀行へ行くように。銀行は受付の人のいるところか。いるのならば、受付の人のいない自動現金預け払い機のところで手続をするように。」と言われ、その後銀行が指定された。</p> <p>電話がつながったまま言われるとおりにしたところ、「エラーになった。郵便局へ行き、着いたら郵便局の外で電話をかけるように。」と言われるが、寒かったため局内で電話をしていたところを電話の内容を聞きつけた局員が市へ問い合わせをしたことで本事案が判明したもの。</p>

【事例⑦】

発 生 日	平成24年11月28日
発 生 場 所	大阪市西淀川区
事 例 種 別	還付金詐欺
概 要	<p>大阪市国民健康保険被保険者宅に、区役所の職員を名乗る者から「医療の還付が31,565円ある。手続番号を伝えるので社会保険所に連絡をし、手続きをするように。」という電話があり、フリーダイヤルを告げられた。この際、給与額や口座残高を聞かれた。</p> <p>その後、携帯電話で連絡をし、その指示に従って、郵便局でATMを操作した。操作完了後、不審に思い郵便局の窓口へ相談をしたところ、49万円余りを振り込んでいた。社会保険所に電話をしてそのことを伝えると、「誤って操作をしたので、明日の9時頃連絡を入れる。その際にATMで振り込みの手続きをしてもらう。」といわれた。</p> <p>電話の内容を不審に思った被保険者が、確認のために区役所に連絡をしたことから、本事案が判明したもの。</p>

【事例⑧】

発 生 日	平成24年11月27日
発 生 場 所	大阪市西淀川区
事 例 種 別	還付金詐欺
概 要	<p>被保険者宅に、後期高齢者医療制度の担当を名乗る者から「高額医療費8月分の返金がある（夫婦2人で4万円）。今日が締め切りだが、銀行では手続きができないので急いで郵便局へ行くように。手続きは、フリーダイヤルに電話をかけて確認をするように。」と電話があった。</p> <p>電話を受け銀行へ行ったが、手続きができなかったため、コンビニエンスストア内のATMで電話の指示に従い操作を行った。その後、郵便局へ行くよう指示され、再度電話をしながらATMを操作したが、途中で操作方法が分からなくなったため郵便局の職員に尋ねたところ、不審に思った郵便局の職員が警察を呼んだことから本事案が判明したもの。</p>

【事例⑨】

発 生 日	平成24年11月30日
発 生 場 所	八尾市
事 例 種 別	還付金詐欺
概 要	<p>八尾市国民健康保険被保険者宅に、還付金の請求手続きを案内する内容の電話があった。会話の中でフリーダイヤルに電話をかけるよう指示があり、被保険者が指示されたとおりに電話をかけると、「大手の銀行の口座番号等を教えてほしい。」とのことであったので、<u>口座番号・暗証番号を教えた。</u></p> <p><u>その後、指示されたとおりにコンビニ内のATMへ行き、機器を操作した結果、100万円近くを振り込まされたもの。</u></p> <p>一連の手続き等を不審に思った被保険者が警察へ届け出るとともに、同市役所にも連絡をして本事案が判明した。</p>

【事例⑩】

発 生 日	平成24年12月3日
発生場所	大阪市東淀川区
事例種別	還付金詐欺
概 要	<p>大阪市国民健康保険被保険者宅に、「保険課」を名乗る者から「5年以内に還付できる36,000円の保険料があるため、至急、連絡先（フリーダイヤル）に連絡を入れてほしい。」と電話があった。電話をすると、氏名・生年月日・還付金額を聞かれたうえで「いったん確認をし、折り返し電話をかける。」と言われた。その後、電話があり、「36,000円の保険料の還付で間違いがないため、先に410,500円を振り込んでほしい。」と言われた。この際、振り込みをするにあたって「銀行の窓口では駄目。ATMでの振込みしかできない。振り込み先の口座を教えるので、ATMの前で携帯電話から連絡をしてほしい。」と言われたとのこと。</p> <p>相手の指示に従い複数のATMを操作したところ、エラーのため振り込みができなかったものの、<u>違う口座で操作をするよう指示され、言われるがままに金額ボタンを押して振り込みボタンを押してしまった。</u></p> <p>本人から区役所に通報があり、本事案が判明したもの。</p>

【事例⑪】

発 生 日	平成24年12月19日
発生場所	豊中市
事例種別	還付金詐欺
概 要	<p>被保険者宅に、豊中市職員を名乗る者から「平成20年度の医療費の還付23,450円がある。ATMへ行って、電話番号（東京03から始まる固定電話番号）へ電話をするように。」と電話があった。</p> <p>被保険者が、銀行ATMで上記の電話番号に電話をかけ、指示されたとおりに機器の操作をさせられた。その後、「<u>振り込み控えは、細かく破いて破棄をするように。</u>」との指示をされたので破棄した。</p> <p>翌日にも「平成19年度の医療費の還付がある。」との電話があったので、被保険者の妻が不審に思い、同市役所を訪れたことから本事案が判明したもの。</p>

【事例⑫】

発 生 日	平成24年12月20日
発生場所	高石市
事例種別	還付金詐欺
概 要	<p>被保険者宅に、高石市職員を名乗る者から「高額療養費で支給するお金があるが手続きがされていないので、お昼の12時までに三和銀行（現：三菱東京UFJ銀行）に行くように。」と電話があった。自宅の近所に当該銀行がないため、他の方法で支給してもらえないか尋ねたところ、「自宅の近所ATMがあるからそこに行き、着いたら電話をしてください。」と言われた。</p> <p><u>ATMに到着し電話をすると、機器の操作を指示され、その通り口座番号を入力する等の操作をした。操作の終了後、「来週の火曜日に池田泉州銀行の口座に振り込む。」と伝えられた。</u></p> <p>電話の内容を不審に思った被保険者が、同市役所に問合せの電話をしたことから本事案が判明したもの。</p>

【事例⑬】

発 生 日	平成24年12月20日
発生場所	茨木市
事例種別	還付金詐欺
概 要	<p>被保険者宅に、医療費の過払い分の還付（31,283円）について、今日中に社会保険事務局（フリーダイヤル）に電話をかけて手続きをするよう電話があった。</p> <p><u>伝えられた電話番号に電話をかけたところ、「キャッシュカードを持ってATMに行くように。」と言われたため、近くのコンビニへ向かい、再度「社会保険事務局」に電話をかけ、指示通り振込みをしてしまったとのこと。その際、口座の残高表記がマイナスになっていることを伝えたところ、「別の口座にもう一度振り込む。」と言われたとのこと。</u></p> <p>電話の内容を不審に思った被保険者が、同市役所に問い合わせたことから、本事案が判明したもの。</p>

**【事例③】**

発 生 日	平成24年12月25日
発生場所	大阪市西成区
事例種別	<b>還付金詐欺</b>
概 要	<p>平成24年12月24日、被保険者宅に区役所福祉課の職員を名乗る者から「24年4月に法改正があり、後期高齢者医療保険の還付金28,420円が発生したため通知を送ったが、請求の手続きがされていない。請求期限は11月末だったので、至急、手続きをしてもらいたい。銀行のキャッシュカードを持ってATMに行き、振込先口座の登録をするように。口座は、本人のものでなくても、家族のものでも良い。」と電話があった。</p> <p>カードが手元になかったため、翌25日、ATMで電話の指示どおり<u>北海道の銀行名や支店名、口座名義、金額を言われるままに入力をした</u>ところ、最後に「残高不足です。」のメッセージが出た。通話の最後に「3日後に入金をする。」と言って電話が切れた。</p> <p>本当に入金がなされるのかどうかの確認をしたいとのことで、区役所に問合せがあり、本事案が判明したもの。</p>

**【参考】**

大阪府ホームページ不審電話情報：

<http://www.pref.osaka.jp/kokuho/cyuuikanki/index.html>